

		[略]	[略]		
--	--	-----	-----	--	--

[略]

4 [略]

別表第2（第5条関係）

種類	支給を受ける者の範囲	手当の額
[略]		
分娩手当	[略]	

		除く。)	除く。)		
		[略]	[略]		

[略]

4 [略]

別表第2（第5条関係）

種類	支給を受ける者の範囲	手当の額
[略]		
分娩手当	[略]	
有害物取扱手当	病院等に勤務する企業職員のうち 医療局長が定める者	勤務1日につき300円の範囲内で 医療局長が定める額

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。